今年も町・県民税の申告相談の時期がまいりました

税金は、納税者の皆さんがそれぞれ自分の１年間の所得を計算して、それをもとにして納税をすることになっています。申告相談の期間は**２月18日から３月11日まで**となっています。また、美波町役場２階会議室・由岐支所２階大会議室での申告相談の受付時間については、午後６時まで時間を延長して相談を受け付けますので、必ずこの期間内に平成24年中の所得の申告を行ってください。

なお、仕事の都合や、やむを得ない事情等により上記期間中に申告ができない方は、遅くとも３月15日までに必ず申告を行ってください。

この所得の申告は、平成25年度の町県民税や国民健康保険税及び後期高齢者医療制度等の各種制度（障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等）の適用の算定基礎となる重要なものです。

◆申告をしなければならない人

平成25年１月１日現在で美波町内に在住し、平成24年１月１日から12月31日までの１年間に所得のあった人。

このほか、国民健康保険に加入している世帯や後期高齢者医療制度に該当する方（75歳以上）や各種制度（障害者、介護保険、重度医療、社会保険の被扶養者等）の適用を受けている方については、所得のあるなしにかかわらず必ず申告をしてください。申告ができていないと国保税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられなかったり、各種の証明書等の発行ができなかったり、不利益を受ける場合があります。

◆申告をしなくてもよい人

平成24年中の所得が給与所得のみで、給与の支払者から町長に対して給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている人や確定申告を行った人。

※所得税の確定申告書は自分で記入し、阿南税務署へ提出してください。

◆申告に必要なもの（申告時に持参してください）

○印鑑

○平成24年中の所得が計算できる関係書類

給与支払報告書（源泉徴収票）、公的年金等源泉徴収票、収支内訳書等

配偶者のパート、内職、年金等の収入が確認できる書類

※農業所得の方については、昨年12月に配布いたしました「平成24年中農業所得収支内訳書」に必要事項を記入し持参していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。また、20万円以上の大農機具を購入された方は、領収書等の購入金額を証明する書類を持参してください。

※漁業所得者の方についても、収支計算が原則となっていますので、事前に収支内訳書を記載していただくか、収支計算ができる関係書類を持参してください。

○社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険・個人年金、地震（損害）保険料等の控除証明書、医療費等の領収書並びに証明書

※医療費の領収書は、個人毎の病院別に仕分けの上、合計金額を計算しておいてください。

【お問い合せ先】 役場税務課（☎77－3615）又は由岐支所住民室（☎78－2211）

阿南税務署からのお知らせ

所得税などの確定申告は自分で作成してお早めに

確定申告は正しく期限内に……所得税・贈与税の確定申告は、３月15日（金）が申告・納付の期限です。

消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告は、４月１日（月）が申告・納付の期限です。

申告書はご自分で作成して、できるだけ郵送等で早めに提出してください。

なお、確定申告書の用紙や確定申告書の書き方の手引き等の関係書類は、役場本庁税務課及び由岐支所住民室の窓口にも備え付けてあります（２月上旬以降）のでご利用ください。

申告相談会場は「阿南市商工業振興センター」です

○**場所**　阿南市富岡町今福寺34-4
阿南市商工業振興センター２階展示ホール（高速バス乗り場・阿南商工会議所の建物）